

国立大学法人東北大学グローバルCOE研究支援者実施要項

平成19年12月25日
総長 裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、研究拠点形成費等補助金交付要綱（平成14年4月1日文科科学大臣決定）第4条に定める補助事業（国際的に卓越した教育研究拠点を形成するために必要な事業。グローバルCOEプログラムに限る。以下「研究拠点形成事業」という。）を実施するに当たって、当該研究拠点形成事業の支援等を行う者（以下「COE研究支援者」という。）について、国立大学法人東北大学の定める就業規則の他に必要な事項を定めるものとする。

(職務内容)

第2条 COE研究支援者は、グローバルCOE拠点リーダー（以下「拠点リーダー」という。）及び事業推進担当者（以下「担当者」という。）の指示の下に、当該研究拠点形成事業の遂行にのみ従事するものとする。

(名称及び身分)

第3条 COE研究支援者の名称及びその身分は、次のとおりとする。

- 一 COEフェロー 国立大学法人東北大学准職員就業規則（平成16年規第48号）第2条に規定する准職員（以下「准職員」という。）又は国立大学法人東北大学時間雇用職員就業規則（平成16年規第49号）第2条に規定する時間雇用職員（以下「時間雇用職員」という。）。ただし、部局長の申し出に基づき総長が特に認めた者については、国立大学法人東北大学職員就業規則（平成16年規第46号）第2条第2項に規定する教員とすることができる。
- 二 事務補佐員（COE） 准職員又は時間雇用職員
- 三 技術補佐員（COE） 准職員又は時間雇用職員
- 四 ティーチング・アシスタント（COE） 時間雇用職員
- 五 リサーチ・アシスタント（COE） 時間雇用職員

(対象者)

第4条 COE研究支援者になることのできる者は、次のとおりとする。ただし、原則として日本学術振興会の特別研究員に採用されている者は除くものとする。

- 一 COEフェロー 担当者以外の研究者又は当該研究拠点形成事業の遂行に必要な能力を有すると認められる者
- 二 事務補佐員（COE）及び技術補佐員（COE） 当該研究拠点形成事業の遂行に必要な能力を有すると認められる者
- 三 ティーチング・アシスタント（COE）及びリサーチ・アシスタント（COE） 大学院博士課程後期3年の課程、医学履修課程又は歯学履修課程に在籍する学生（以下「博士課程在籍学生」という。）

(選考)

第5条 COE研究支援者の選考は、当該拠点リーダー及び担当者が行うものとする。

(雇用期間)

第6条 COE研究支援者の雇用期間は、研究拠点形成費の交付決定後（交付の継続が内約されている場合にあつては、4月1日）から当該事業年度の末日までとし、雇用を更新する場合にあつては、当該研究拠点形成事業の期間を限度とする。ただし、年度の途中で何らかの理由により、研究拠点形成事業が廃止される場合は、廃止期日までとする。

(給与)

第7条 COE研究支援者（COEフェローを除く。）の給与は、国立大学法人東北大学准職員等給与規程（平成16年規第69号）の定めるところによる。

2 COEフェローの給与は、助手相当から教授相当まで決定できることとし、特に必要な場合は、総長との協議により、国立大学法人東北大学外国人研究員就業規則（平成16年規第52号）第2条に規定する外国人研究員の給与に相当する給与とすることができるものとする。

(勤務時間)

第8条 ティーチング・アシスタント（COE）及びリサーチ・アシスタント（COE）の勤務時間は、他の制度による勤務時間を含め、1週間当たり30時間を超えない範囲の時間とする。

(知的財産の取扱い)

第9条 COE研究支援者が当該研究拠点形成事業に従事した期間に生じた発明等に係る知的財産の取扱いについては、国立大学法人東北大学発明等規程（平成16年規第81号）の定めるところによる。

(研究成果の公表)

第10条 COE研究支援者が当該研究拠点形成事業に従事した期間に得た研究の成果を公表する場合は、当該拠点リーダーの同意を得た後に行うものとする。

(学生への配慮)

第11条 拠点リーダー及び担当者は、本要項により博士課程在籍学生を雇用する場合には、当該学生の学業等に支障が生じないように配慮するとともに、日本学生支援機構の奨学金の貸与条件及び税法上の扶養条件についても配慮しなければならない。

附 則

この要項は、平成19年12月25日から施行し、平成19年7月23日から適用する。